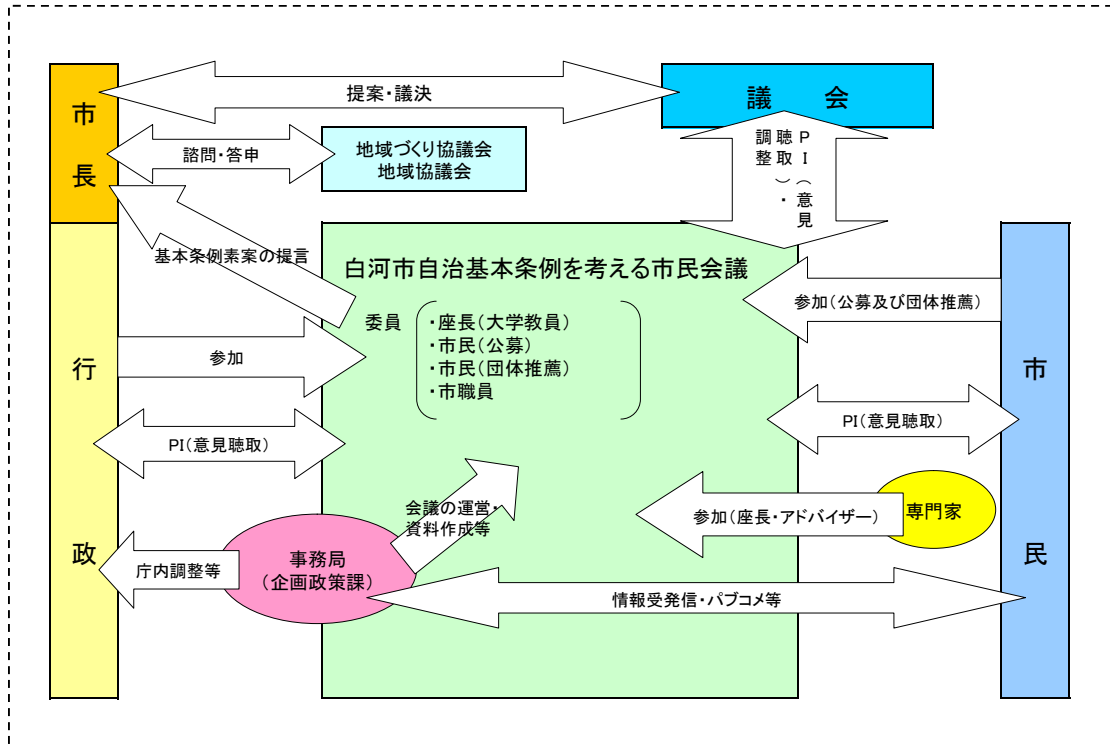


白河市自治基本条例を考える市民会議の運営について

1 白河市自治基本条例策定スキーム



○白河市自治基本条例を考える市民会議

→条例素案を策定し、市長へ提言することを目指します。

構成

座長：清水晶紀（福島大学行政政策学類准教授）

委員：28名（市民公募、団体推薦、市職員）

○オブザーバー

→座長である清水先生のゼミに所属している福島大学の学生の皆さんに、オブザーバーとして参加していただきます。

○事務局（企画政策課）

→市民会議の運営・進行管理などを行います。

2 自治基本条例の制定目的と検討内容

(1) 制定目的

地方分権が進展していく中、「地域のことは地域の責任で地域が決める」という自己決定・自己責任の原則に基づき、市民、議会、行政が手を取りあいながら、これからの地域づくりを行っていくことが求められています。そのための基本となる仕組みを「自治基本条例」として定めていきます。

具体的には、、

- まちづくりの基本となる方針やルールを明確にする
- まちづくりの理念や目標を明らかにして、みんなで共有する
- 市民、議会、行政などまちづくりの主体の役割や関係を明確にする
- 市民が参画・協働しやすい環境や市民の声が反映される仕組みをつくる

(2) 検討内容

検討項目①：自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい（したくない）こと・盛り込みたい内容

検討項目②：市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと
～市民と行政のキャッチボールを実現するために～

検討項目③：白河市のまちづくりの主体とその役割・責務
～まちづくりの主人公とは？～

検討項目④：白河市のまちづくりを進めていくためにルール化すべきことは？
～白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～

※以上4項目を検討項目としますが、検討を進めていく中で、さらに検討すべき事項が出てきた場合には、検討項目として追加していきます。

3 白河市自治基本条例を考える市民会議の検討体制

白河市自治基本条例を考える市民会議（以下、市民会議）は、グループ別会議、全体会議、P I（パブリックインボルブメント）活動で構成します。

○グループ別会議

→1グループ7名ずつの4グループに分かれ、各グループで同じ項目、同じテーマについて検討・協議を進めていきます。ワークショップ形式を基本スタイルとし、検討項目ごとに各委員が意見を出し合い、グループごとに意見を集約し、グループ

としての結論を導き出し、発表を行います。

○全体会議

→全体会議は、全グループの意見を集約して、検討項目ごとに内容を整理し、市民会議としての結論を決定します。

○P I（パブリックインボルブメント）活動

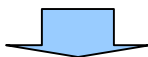
→「施策の立案者と市民とのコミュニケーションによって広く意見を聴き、施策や計画に市民の意見・ニーズを反映させていくこと」とされていますが、具体的には、出前講座形式の説明会、シンポジウム、パブリックコメント等を行うことです。市民会議でも、出前講座形式の説明会やシンポジウム等を行っていきます。

4 検討の進め方

1つの検討項目について、以下のとおり3回の議論を重ねていくこととなります（検討項目によっては、1～2回となることもあります）。2回目、3回目の検討の際には、前回までの全グループの検討内容をまとめた資料をお届けします。

①1回目の検討（グループ別会議）

→グループに分かれて、ワークショップ形式で自由に意見を出していただきます。



②2回目の検討（グループ別会議）

→他のグループの意見も参考にしながら、ワークショップ形式でグループの意見を整理し、結論をまとめ、発表していただきます。



③3回目の検討（全体会議）

→各グループの発表内容をまとめた資料を確認していただき、市民会議としての結論を導き出します。

また、次回の会議で新たに検討する事項について、事前に委員の皆さんに考えていただくため、毎回「宿題」をお出しします。宿題については、次回の会議の際ご持参いただき、会議に参加できない場合には、会議の前日までに事務局まで提出していただくこととなります。

※詳細は、毎回出される宿題ペーパーをお読みください。